

### 3 中洲小学校いじめ防止全体計画

**学校教育目標**  
 確かな学力をもち、心豊かでたくましい“中洲の子”を育成する

**家庭・地域社会との連携**

- ・ P T A 総会
- ・ P T A 理事会
- ・ 学級 P T A
- ・ 校区公民館運営審議会

**【心の教育対策委員会】**  
**目的**  
 学校におけるいじめの防止，早期発見及び対処等に関する措置を実効的・組織的な対応を行う  
**組織構成**  
 校長 教頭 生徒指導主任 学年主任 養護教諭  
 担当職員 ※児童民生委員  
 ※外部専門家（※は必要に応じて）

**関係機関等との連携**

- ・ 児童民生委員
- ・ 市スクールカウンセラー
- ・ 人権擁護委員

**教育活動の重点**  
**☆心理的安全性の確保と未然防止**

- ・ 全ての児童が安心して学校生活を送り，様々な活動に取り組むことができるよう学校の内外を問わず，いじめ防止に努める。
- ・ いじめが，いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを児童一人一人に理解させる。

**☆児童の主體的な活動や姿勢**

- ・ 集会活動での縦割り活動の充実
- ・ 奉仕活動の充実（朝掃除等）
- ・ いじめを行わない。許さない。
- ・ いじめを認識しながら放置しない。

**【いじめの防止】**

- 学校の教育活動全体を通じ，全ての児童に「**いじめは決して許されない**」ことへの理解を促す。
- いじめの背景にあるストレス等の要因を見だしその改善を図り，ストレスに適切に対処できる力を育む。
- 全ての児童が安心でき，自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりの基盤づくりに努める。
- いじめの問題への取組の重要性について保護者はもちろん地域住民にも認識を広め，家庭や地域社会が一体となって取り組むための啓発を行う。

**【いじめの早期発見】**

- いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し，ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って，**早い段階からの確に関わりを持ち，いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に認知する取組に徹する。**
- 保護者や地域住民からの情報提供への俊敏な対応及び見届けの徹底，教職員同士の緊密な情報交換を行う。
- **学期1回以上のアンケート調査や教育相談の実施等**により，児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに，家庭や地域社会と連携して児童を見守る環境づくりに努める。

**【いじめに対する措置】**

- いじめに関する相談を受けた場合，速やかに管理職に報告し，事実の有無を確認する。
- いじめの事実が確認された場合は，**心の教育対策委員会を開き，対応を協議する。**
- いじめをやめさせ，その再発を防止するため，いじめを受けた児童・保護者に対する支援と，いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは，保護者と連携を図りながら，一定期間，別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては，教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

**【いじめ解消の状態】**

- いじめが相当期間（3カ月目安）止んでいることや被害者児童及びその保護者に対し，心身の苦痛を感じていないかどうか面談等で確認して行う。

生徒指導体制

- ・ どの学校でもどの子にも起こり得ることを理解し，ネット上のいじめ，まだ気付いていないいじめ等を早期的に発見し，解決へと導く。

**相談体制**

- ・ 児童民生委員や児童相談所，警察との情報共有
- ・ 学校ネットパトロール事業検索結果の活用
- ・ スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカーとの連携

職員研修の重点

- ・ 全職員による共通理解のための取組
- ・ 生徒指導の実例研修
- ・ カウンセリング研修
- ・ 自己有用感を高める教育活動の実践